

## 高知県教育委員会 会議録

平成22年3月臨時委員会

場所：教育委員室

### (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成22年3月30日(火) 10:00

閉会 平成22年3月30日(火) 11:45

### (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	河田 耕一
	委員	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	北添 紀子
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員		宮地 彌典

### (3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東 好男
〃	教育次長	池 康晴
〃	子育て・親育ち推進監	佐藤 津矢子
〃	教育政策課長	黒沼 一郎
〃	総務福利課長	川井 正一
〃	小中学校課長	永野 隆史
〃	教育政策課企画監	戸田 浩
〃	教育政策課課長補佐	岡村 一良
〃	幼保支援課課長補佐	杉尾 賢一
〃	総務福利課法規調査担当f7	尾崎 充彦
〃	幼保支援課運営支援担当f7	中村 順子
〃	教育センター研修支援担当f7	楠瀬 誠悟
〃	教育政策課企画調整担当f7	竹村 朱美(会議録作成)
〃	教育政策課主幹	田中 健(会議録作成)

#### (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

##### 【冒頭】

委員長 3月臨時委員会を開催する。本日の議案は、付議第7号が人事に関する議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第7号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

##### 【付議第1号 知事の事務の委任に関する協議議案(教育政策課)】

○教育政策課長説明

○質疑

委員	当該委任事務(子ども手当支給の認定に係る事務)の対象職員として「看護職員」と記載されているが、その中には国費が充当される職員もいるのではないか。
事務局	県単で配置している教職員が対象となる。
委員	本来、国が行う事務と考えるが、事務に係る費用負担はどうか。
事務局	後に交付税措置されるのではないかと思う。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

##### 【付議第2号 高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令議案(教育政策課)】

○教育政策課長説明

○質疑

各委員	特になし
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案  
（教育政策課）】

- 教育政策課長説明
- 質疑

委員	改善研修の打切りの決定を受けた指導を要する教職員等について、資料1pの「転任等」には、転職も含まれるか。
事務局 委員	転任とは、職階を変えず職を変えることを指し、転職も含まれる。事務職を希望した教員が、選考の結果採用とならなかった場合、再度選考を受けられるか。
事務局 委員	何度も受けることは想定していない。 教員からの転任は、一般的に間口が狭いのではないか。
事務局 委員 委員長 各委員 委員長	教員から事務職への転任は現実的には難しいと考える。 本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案（総務福利課）】

【付議第5号 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令議案（総務福利課）】

- 付議第4号及び第5号は関連する議案のため、一括して総務福利課長より説明
- 質疑

委員	現時点で配置のない職について、将来に備えて、規定上は置いておくようなことはしないか。
事務局 委員	知事部局と連動する参事職などを除き、その都度改正している。 課長補佐を置かない課の代決権限を整備する部分について、課長が指定する職員を代決権者とする旨規定しておけば、組織が改編する度の改正は必要なくなるのではないか。
事務局	これまで課長補佐を置かない課がなかったため今回規定を整備したものである。
委員 事務局	課長補佐を置かないことまで規定する必要はあるか。 行政組織規則上、課に配置する職員を明示してきており、明示しなければ課長補佐を置く必要が発生する。これは、制限なく組織が大きくなることを規制する趣旨でもある。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 知事の事務の補助執行等に関する協議議案（幼保支援課）】

- 幼保支援課長説明
- 質疑

委員 事務局	（知事部局との間で）事務の所管が変わる理由がよくわからない。 地域子育て支援拠点事業は、幼保一元化の際に教委に移管された。 その後、少子化進行に伴い知事部局に少子対策課が設置されており、 少子対策を総合的に推進する観点から今回移管となった。
委員長 事務局 委員長	家庭的保育事業を活用している市町村はあるか。 待機児童解消が目的の事業であり、本県では活用事例はない。 母子家庭が増えていることを市町村教育委員会からよく聞いている。 ニーズはあるのではないか。
教育長 委員長	ニーズの有無を検討し、推奨していくのは県教委の役割ではある。 厳しい経済環境の下、夜須町付近でも高知市など中心部に勤務せざるをえない方が増えていると感じる。そのような家庭の保育環境を考えれば、潜在的なニーズがあるのではないか。
教育長	新たなニーズが出てくる都度、（知事部局と教委で）どちらの所管がよりふさわしいかの議論があるのが実際である。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第7号 教職員の人事異動議案（小中学校課）】

- 小中学校課長説明
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

（5）議決事項

付議第1～7号

原案のとおり議決